



熊本県公報

号外 第56号
平成24年12月4日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 選挙運動に関する支出金額の制限額…………… (選挙管理委員会) 1
- 選挙時登録における直接請求の連署基準数…………… (//) 1
- 選挙時登録における直接請求の連署基準数…………… (//) 1

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第105号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定により、平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。
平成24年12月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

熊本県第1区	24,677,200円
熊本県第2区	23,676,000円
熊本県第3区	23,202,700円
熊本県第4区	23,510,000円
熊本県第5区	22,723,100円

熊本県選挙管理委員会告示第106号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項の規定に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。
平成24年12月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

その総数の50分の1	29,719
その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	314,320

熊本県選挙管理委員会告示第107号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数は、次のとおりである。
平成24年12月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

選挙区名	
熊本市中央区選挙区	47,526
熊本市東区選挙区	49,961
熊本市西区選挙区	25,512
熊本市南区選挙区	27,573
熊本市北区選挙区	30,925
八代市・八代郡選挙区	40,031
人吉市選挙区	9,586
荒尾市選挙区	15,244
水俣市選挙区	7,536
玉名市選挙区	18,986
天草市・天草郡選挙区	27,224
山鹿市選挙区	15,501

菊池市選挙区	1 3 , 9 7 2
宇土市選挙区	1 0 , 2 1 3
上天草市選挙区	8 , 6 6 3
宇城市選挙区	1 7 , 0 3 8
阿蘇市選挙区	7 , 8 8 8
合志市選挙区	1 4 , 7 8 0
下益城郡選挙区	8 , 9 4 6
玉名郡選挙区	1 2 , 3 4 9
鹿本郡選挙区	8 , 3 3 7
菊池郡選挙区	1 8 , 2 9 1
阿蘇郡選挙区	1 1 , 2 3 7
上益城郡選挙区	2 4 , 6 3 2
葦北郡選挙区	7 , 0 0 5
球磨郡選挙区	1 6 , 3 5 6